

公共建築物に太陽光発電、今後は原則設置に 国交省の検討委員会 が素案

伊藤久雄（認定NPO法人まちぼっと理事）

国土交通省が設置した脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会は6月3日、第4回検討委員会において「脱炭素社会に向けた住宅・建築物におけるエネ対策等のあり方・進め方（素案）」を発表した。

マスコミ各紙が取り上げたが、メガソーラービジネスがよくまとめていると思うのでここに掲載するとともに、今後の課題、特に自治体公共施設の課題を考える。

1. 公共施設への太陽光設置を標準化、PPAモデル推進（メガソーラービジネス誌）

国土交通省と経済産業省、環境省は6月3日、第4回「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会」を開催した。「2050年カーボンニュートラル」実現に向けて、これまでの議論をとりまとめ、公共施設への太陽光の標準化などを折り込んだ素案を発表した。

再生可能エネルギーの利用拡大に向けた取り組みでは、「2050年カーボンニュートラル」実現に向けて太陽光発電の活用は重要とし、建築物への太陽光発電の設置を促進する。具体的には、国や地方自治体などの公的機関が建築主となる住宅・建築物について、新築における太陽光発電の設置を標準化する、既存ストックや公有地などにおいても可能な限り太陽光発電の設置を推進するなど、率先して取り組むことを挙げた。

また、民間に向けた取り組みでは、ZEH（ネットゼロ・エネルギー住宅）やZEB（ネットゼロ・エネルギービル）、LCCM（ライフサイクル・カーボン・マイナス）住宅などの普及拡大に向けた支援、オンサイト型PPA（電力購入契約）モデルの定着に向けた先進事例の創出および事例の横展開・情報提供、太陽光パネルの後乗せやメンテナンス・交換に関する新築時からの備えのあり方の検討・周知普及を挙げる。

このほかにも、モデル地域の実現、太陽光発電・蓄電池の技術開発促進および低コスト化の推進などを挙げた。なお、住宅への太陽光発電の設置義務化には触れられていない。

住宅・建築物における省エネ対策への強化の取り組みでは、基本的な考え方として、省エネ基準の適合義務化を推進し省エネ性能を底上げする「ボトムアップ」、建築物省エネ法に基づく誘導基準や認定基準をZEH・ZEBの水準に引き上げる「レベルアップ」、ZEH+やLCCM住宅など誘導目標より高い省エネ性能を実現する取り組みを促進する「トップアップ」の3つを示した。

具体的な取り組みとしては、住宅トップランナー制度や機器・建材トップランナー制度の強化、省エネ性能の表示制度導入、既存ストックの改修における支援拡充などを挙げた。

2030年における新築の住宅・建築物について平均で ZEH・ZEB の実現を目指す。

2. 国や自治体などの公的機関が建築主となる住宅・建築物について

メガソーラービジネス誌のように、民間の取り組みとして ZEH（ネットゼロ・エネルギー住宅）や ZEB（ネットゼロ・エネルギービル）、LCCM（ライフサイクル・カーボン・マイナス）住宅などの普及拡大に向けた支援が取り上げられているが、民間住宅への太陽光発電の設置義務化には触れられていない。

（注）国土交通省、環境省の用語定義より

ZEH（ネットゼロ・エネルギー住宅）

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅

ZEB（ネットゼロ・エネルギービル）

快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物

LCCM（ライフサイクル・カーボン・マイナス）

建設時、運用時、廃棄時において出来るだけ省CO₂に取り組み、さらに太陽光発電などを利用した再生可能エネルギーの創出により、住宅建設時のCO₂排出量も含めライフサイクルを通じてのCO₂の収支をマイナスにする住宅

そこでここでは、公的機関が建築主となる住宅・建築物について、素案の内容をみることにする。素案に書き込まれた内容は以下のとおり（下線、伊藤）

○ 国や地方自治体等の公的機関による率先した取組

住宅・建築物における省エネ性能を高める取組や再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取組については、既存ストック対策等をはじめとしてコスト面や技術面での課題もあること、また、国民や民間事業者の取組を促す観点からも、国や地方自治体等の公的機関が建築主・管理者となる住宅・建築物において、徹底した省エネ対策や創エネ対策の率先した取組を進めること。

○ 住宅・建築物における省エネ性能のボリュームゾーンのレベルアップの取組について

ZEH・ZEBの取組拡大に向け、各種制度における要求水準を整合させ、誘導目標を明確化すること。

- ・ 建築物省エネ法に基づく誘導基準や長期優良住宅、低炭素建築物の認定基準をZEH・ZEBの水準の省エネ性能に引上げ、整合させること

- ただし、建築物については現状ZEBの取組実績が少ないことから、当面の間はZEBorientedの水準を誘導基準として設定し、実際の取組状況を用途別・規模別に検証し、見直すこと
- あわせて住宅性能表示制度における断熱性能及びエネルギー消費性能について上位等級を設定すること
- 国や地方自治体をはじめとする公的機関が建築主となって新築する住宅、庁舎、学校等については、上記の誘導基準を原則とすること。
- 2050年カーボンニュートラル実現に向け、太陽光発電の活用は重要である。住宅建築物への太陽光発電設備設置を促進するため、以下を進めること
 - 国や地方自治体をはじめとする公的機関が建築主となる住宅・建築物について、新築における太陽光発電設備の設置を標準化するとともに、既存ストックや公有地等において可能な限りの太陽光発電設備の設置を推進するなど、率先して取り組むこと。こうした取組を通じて太陽光発電設備の設置に係る課題の洗い出し等を進めること。
 - 関係省庁、関係業界が連携し、各主体が設置の適否を検討・判断できるよう、適切な情報発信・周知を行うこと。
 - 電気料金や固定価格買取制度、太陽光パネルに関する技術開発の動向など、太陽光発電を取り巻く周辺環境・条件の将来見通しについて随時、情報の更新を行いながら、わかりやすく情報提供を行うこと
 - 太陽光発電設備の設置、維持管理、廃棄等に係る一般的なコスト負担や導入に向けた支援制度等についても適切な情報提供を行うこと

3. 既存建築物と省エネ改修のあり方

素案は「既存ストック対策としての省エネ改修のあり方・進め方」について、以下のよう
に述べている。

『国民等による省エネ改修の取組を促していく観点からも、国や地方自治体の率先した
取組が重要であることから、その管理する住宅・建築物について、省エネ改修計画を立て、
計画的な省エネ改修の取組を進めること。』

民間住宅もふくめて、「既存ストック対策としての省エネ改修のあり方・進め方」は重要な
課題である。公共施設の場合、新築施設は太陽光発電設備を設置し、省エネに取り組むこ
とは普通のことになるのであろう。課題は既存施設である。素案も「省エネ改修計画を立て、
計画的な省エネ改修の取組を進めること」を提起しているが、財源も含めて実効性が課題で
ある。

<参考資料>

- 脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000188.html
- 脱炭素社会に向けた住宅・建築物におけるエネ対策等のあり方・進め方（素案）
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001407475.pdf>
- 公共建築物に太陽光、今後は原則設置 政府案、新築住宅に省エネ基準（日本経済新聞）
<https://www.nikkei.com/article/DGKKZ072570090T00C21A6EP0000/>
- 公共施設への太陽光設置を標準化、PPA モデル推進、国交省（メガソーラービジネス）
<https://project.nikkeibp.co.jp/ms/atcl/19/news/00001/01783/?ST=msb>
- ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、LCCM（ライフ・サイクル・カーボン・マイナス）住宅関連事業（補助金）について（国土交通省）
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000153.html